令和7年度特定給食施設等栄養管理報告書集計結果（松江市を除く）

Ⅰ　報告書提出施設及び提出数

○報告書提出施設

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、１回50食以上または１日100食以上、継続的に提供する施設（特定給食施設及び小規模給食施設）

○提出数　　418 件　　（このうち14施設が併設施設）

表1　施設種類別回答数（施設種類は、衛生行政報告例分類）

	医学的管理目的施設/高齢者施設						
施設種類	1.病院	2.介護老人保健施設	3.介護医療院	4.老人福祉施設	5.社会福祉施設	6.その他	総計
回答数	36	22	7	96	18	8	187
割合（%）	8.6	5.3	1.7	23.0	4.3	1.9	44.7

	健康増進目的施設								
施設種類	1.学校※1	2.児童福祉施設	3.事業所	4.寄宿舎	5.矯正施設	6.自衛隊	7.一般給食センター	8.その他	総計
回答数	37	170	3	17	1	1	1	1	231
割合（%）	8.9	40.7	0.7	4.1	0.2	0.2	0.2	0.2	55.3

※1：給食がセンター方式の学校は、学校給食センターが回答

Ⅱ　集計結果

（1）基本情報

①　平均食数、食物アレルギー該当者数

・今回把握した給食施設で提供している１日平均食数は110,899食。

・食物アレルギー該当者が入所（在籍）している施設は337施設で、報告施設数の80.6%が該当。

・把握できている食物アレルギー該当者数は1,827人で、児童福祉施設が全体の28.1%、学校が31.1%を占めている。

表2　施設種類別　１日平均食数及び食物アレルギー該当者数

		施設数	1日平均食数	食物アレルギー該当者在籍施設数	食物アレルギー該当者数	対応状況（施設数：複数回答）		
						代替食	除去食	弁当持参
医学的管理目的施設/高齢者施設	1.病院	36	14,659	32	305			
	2.介護老人保健施設	22	4,798	20	103			
	3.介護医療院	7	1,326	5	9			
	4.老人福祉施設	96	18,581	61	211			
	5.社会福祉施設	18	3,124	17	42			
	6.その他	8	1,229	6	14			
	総計	187	43,717	141	684			
健康増進目的施設	1.学校	37	38,917	36	568	26	31	17
	2.児童福祉施設	170	16,998	147	513	111	134	5
	3.事業所	3	4,025	0	0	0	0	0
	4.寄宿舎	17	3,516	11	62	10	4	0
	5.矯正施設	1	2,565	1	0	1	1	0
	6.自衛隊	1	600	0	0	0	0	0
	7.一般給食センター	1	434	1	0	1	1	1
	8.その他	1	127	0	0	0	0	0
	総計	231	67,182	196	1,143	149	171	23
県計		418	110,899	337	1,827	149	171	23

②給食の運営方法

・県内給食施設の71.9%は直営で実施。

・病院の55.6%は委託で運営されている。

表3　施設種類別　運営方法

		運営方法			運営方法割合			
		直営	委託※2	総計	直営	委託	総計	
医学的管理目的施設/高齢者施設	1.病院	16	20	36	44.4	55.6	100.0	
	2.介護老人保健施設	11	11	22	50.0	50.0	100.0	
	3.介護医療院	5	2	7	71.4	28.6	100.0	
	4.老人福祉施設	51	41	92	55.4	44.6	100.0	
	5.社会福祉施設	12	6	18	66.7	33.3	100.0	
	6.その他	3	5	8	37.5	62.5	100.0	
	総計	98	85	183	53.6	46.4	100.0	（未回答4施設）
健康増進目的施設	1.学校	18	19	37	48.6	51.4	100.0	
	2.児童福祉施設	162	6	168	96.4	3.6	100.0	
	3.事業所	0	3	3	0.0	100.0	100.0	
	4.寄宿舎	6	9	15	40.0	60.0	100.0	
	5.矯正施設	0	1	1	0.0	100.0	100.0	
	6.自衛隊	0	1	1	0.0	100.0	100.0	
	7.一般給食センター	1	0	1	0.0	0.0	0.0	
	8.その他	1	0	1	100.0	0.0	100.0	
	総計	188	39	227	82.8	17.2	100.0	（未回答4施設）
県計		286	124	410	69.8	30.2	100.0	

※2：委託は、部分委託を含む

③管理栄養士・栄養士の配置状況

・健康増進目的施設のうち、16.4%の施設には管理栄養士・栄養士が配置されていない。その割合は、昨年度(18.5%)より減少している。

・特定給食施設のうち11施設は、施設単独では管理栄養士・栄養士（常勤または非常勤）が配置されていない。

・常勤管理栄養士、栄養士が配置されていない特定給食施設は、15施設ある。

表4　施設種類別　常勤管理栄養士、栄養士の配置状況

		配置状況					配置割合				
		管理栄養士のみ	管理栄養士・栄養士	栄養士のみ	どちらもいない※6	総計	管理栄養士配置※3	栄養士のみ配置	どちらもいない	総計	
医学的管理目的施設/高齢者施設	1.病院	15	20	0	1	36	97.2	0.0	2.8	100.0	
	2.介護老人保健施設	8	12	1	0	21	95.2	4.8	0.0	100.0	
	3.介護医療院	2	5	0	0	7	100.0	0.0	0.0	100.0	
	4.老人福祉施設	42	26	22	5	95	71.6	23.2	5.3	100.0	
	5.社会福祉施設	8	3	6	1	18	61.1	33.3	5.6	100.0	
	6.その他	2	2	3	1	8	50.0	37.5	12.5	100.0	
	総計	77	68	32	8	185	78.4	17.3	4.3	100.0	（配置状況未回答2）
健康増進目的施設	1.学校	19	12	3	3	37	83.8	8.1	8.1	100.0	
	2.児童福祉施設	26	24	95	23	168	29.8	56.5	13.7	100.0	
	3.事業所	0	1	1	1	3	33.3	33.3	33.3	100.0	
	4.寄宿舎	1	1	3	9	14	14.3	21.4	64.3	100.0	
	5.矯正施設	0	1	0	0	1	100.0	0.0	0.0	100.0	
	6.自衛隊	1	0	0	0	1	100.0	0.0	0.0	100.0	
	7.一般給食センター	1	0	0	0	1	100.0	0.0	0.0	100.0	
	8.その他	0	0	0	1	1	0.0	0.0	100.0	100.0	
	総計	48	39	102	37	226	38.5	45.1	16.4	100.0	（配置状況未回答5）
県計		125	107	134	45	411	56.4	32.6	10.9	100.0	

表5-1　給食施設の規模別　管理栄養士、栄養士の配置状況（常勤または非常勤、特定給食施設等の届出施設のみ計上）

		配置状況					配置割合				
		管理栄養士のみ	管理栄養士・栄養士	栄養士のみ	どちらもいない※6	総計	管理栄養士配置※3	栄養士のみ配置	どちらもいない	総計	
医学的管理目的施設/高齢者施設	特定給食施設※4	31	47	2	2	82	95.1	2.4	2.4	100.0	
	小規模給食施設※5	40	27	24	2	93	72.0	25.8	2.2	100.0	（配置状況未回答2）
健康増進目的施設	特定給食施設※4	29	38	63	6	136	49.3	46.3	4.4	100.0	
	小規模給食施設※5	16	10	39	28	93	28.0	41.9	30.1	100.0	（配置状況未回答5）
計	特定給食施設※4	60	85	65	8	218	66.5	29.8	3.7	100.0	
	小規模給食施設※5	56	37	63	30	186	50.0	33.9	16.1	100.0	

表5－2　給食施設の規模別　管理栄養士、栄養士の配置状況（常勤のみ、特定給食施設等の届出施設のみ計上）

		配置状況					配置割合				
		管理栄養士のみ	管理栄養士・栄養士	栄養士のみ	どちらもいない※6	総計	管理栄養士配置※3	栄養士のみ配置	どちらもいない	総計	
医学的管理目的施設/高齢者施設	特定給食施設※4	33	46	2	1	82	96.3	2.4	1.2	100.0	
	小規模給食施設※5	41	17	28	7	93	62.4	30.1	7.5	100.0	（配置状況未回答2）
健康増進目的施設	特定給食施設※4	33	31	62	9	135	47.4	45.9	6.7	100.0	
	小規模給食施設※5	15	6	40	28	89	23.6	44.9	31.5	100.0	（配置状況未回答5）
計	特定給食施設※4	66	77	64	10	217	65.9	29.5	4.6	100.0	
	小規模給食施設※5	56	23	68	35	182	43.4	37.4	19.2	100.0	

※3：管理栄養士配置とは、管理栄養士のみ配置＋管理栄養士・栄養士配置を示す

※4：特定給食施設とは、1回100食以上または1日250食以上提供している施設

※5：小規模給食施設とは、1回50食以上または1日100食以上提供している施設

※6：どちらもいない施設には、兼務命令がかかっている管理栄養士・栄養士がいる施設も含まれている

④管理栄養士、栄養士、調理師の従事者数

・県内の給食施設に878人の管理栄養士・栄養士と、1,084人の調理師が勤務している。

表6　施設種類別　管理栄養士、栄養士、調理師の従事者数

		管理栄養士			栄養士			管理栄養士・栄養士計	調理師		
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計		常勤	非常勤	計
医学的管理目的施設/高齢者施設	1.病院	145	4	149	55	7	62	211	142	52	194
	2.介護老人保健施設	39	3	42	24	1	25	67	38	22	60
	3.介護医療院	10	0	10	11	0	11	21	15	3.5	19
	4.老人福祉施設	85	11	96	61	5	66	162	172	78.5	251
	5.社会福祉施設	14	2	16	10	2	12	28	47	11	58
	6.その他	5	1	6	7	2	9	15	9	4	13
	総計	298	21	319	168	17	185	504	423	171	594
健康増進目的施設	1.学校	45	1	46	21	5	26	72	144	71	215
	2.児童福祉施設	64	8	72	180	19	199	271	143	65	208
	3.事業所	7	0	7	3	1	4	11	19	0	19
	4.寄宿舎	2	2	4	5	2	7	11	24	5	29
	5.矯正施設	3	0	3	2	0	2	5	5	0	5
	6.自衛隊	1	0	1	0	0	0	1	4	1	5
	7.一般給食センター	1	0	1	0	0	0	1	8	1	9
	8.その他	0	2	2	0	0	0	2	0	0	0
	総計	123	13	136	211	27	238	374	347	143	490
県計		421	34	455	379	44	423	878	770	314	1084